

デジタル化・イノベーション等支援特別貸付 をご活用ください

活用事例

新しい製品やサービスの創出、新しい診療機器、新しい市場への参入などにご利用いただけます。



自社システム・サイト等の構築

- ・eラーニングシステム自社開発のための運転資金
- ・旅行のマッチングサイト制作費



デジタル機器の導入(歯科医院)

- ・口腔スキャナの導入
- ・デジタルパノラマレントゲン機の導入



新分野・事業転換

- ・店舗の空きスペースを利用して、コワーキングスペースを創出
- ・新たに飲食店を開業



使いたいけど、これも対象かな…

まずは お気軽にご相談ください。

- ・融資の要件についての相談
経済課融資係

☎03-5984-2673

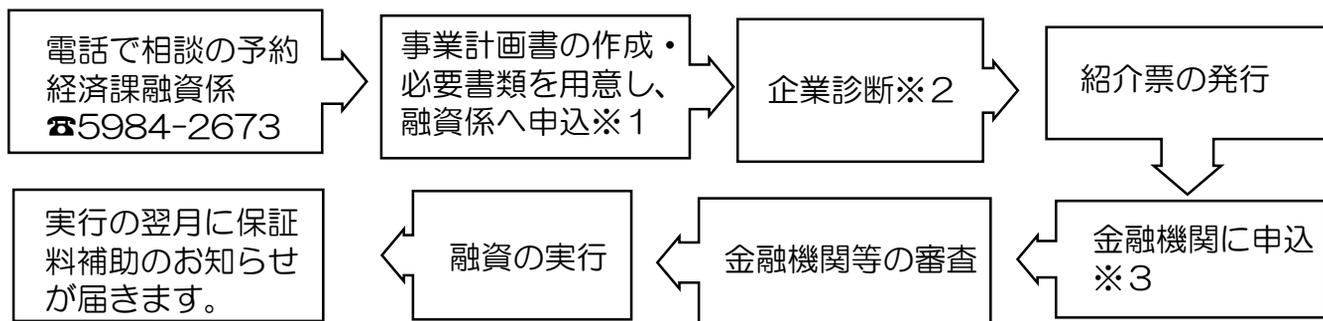
- ・デジタル化についての相談

練馬ビジネスサポートセンター
☎03-6757-2020



実行までの流れ

区が取扱金融機関に融資のあっせんを行い、金融機関が融資を実行します。



貸付内容

貸付限度額	1,000万円
資金用途	運転・設備
貸付期間	7年以内（据置12か月含む）
利率	0.2%（利用者負担）
信用保証料	半額補助

※1 金融機関を指定する必要があるため、取引先の金融機関への事前の相談をおすすめします。

※2 中小企業診断士による企業診断があります。（デジタル化に係るものを除く）

※3 必要書類等は金融機関にご確認ください。

ご利用いただける方

- (1) 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者であること。
- (2) 融資を受ける事業用資金使途が、つぎのいずれかに該当すること。

ア：デジタル化に伴うもの

- ① デジタル技術の活用により、新しい製品・サービスの構築や既存ビジネスの変革を目指すもの。
- ② 上記のほか、情報通信機器類の導入により、生産性の向上、業務効率化および経営の活性化を図るもの。

イ：新技術・新製品の開発に伴うもの

- ① 製造業またはサービス業を営み、新技術・新製品開発を行うもの。
- ② 新技術・新製品の導入に伴う効果等の予測調査を行うもの。

ウ：事業転換・新分野進出に伴うもの

- ① 法人については登記上の本店所在地が、個人については事業所または住所が、5年以上前から区内にあり、同一事業を引き続き5年以上営んでいる事業者が、区内で事業転換を行うもの。
- ② 新分野への進出等により区内で事業の多角化を行うもの。

- (3) 法人は登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、個人事業主は主たる事業所所在地または住所が1年以上前から練馬区内にあること。また、法人・個人事業主とも同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
- (4) 確定申告をしており、個人事業主はその事業収入が給与収入を超えていること。
- (5) 納期の到来した住民税（および軽自動車税）、法人住民税を完納していること。
- (6) 現在の事業について必要な許認可等を受けていること。
- (7) 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと。
- (8) 融資を受ける資金の使途が適正でありかつ返済能力があること。
- (9) 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者ではないこと。
- (10) 申込後に練馬ビジネスサポートセンター（運営：一般社団法人練馬区産業振興公社）または国が認定した経営革新等支援機関が行う企業診断により適格と認められること。

（デジタル化に係るものを除く）

お問合せ



詳しくは区ホームページをご覧ください。

経済課 融資係 ☎5984-2673

練馬区練馬1-17-1Coconeri4階（練馬ビジネスサポートセンター内）